

事務連絡

2018年12月21日

各都道府県地方創生担当部局
各都道府県市区町村担当部局 御中
各市区町村地方創生担当部局

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

平成31年度税制改正を踏まえた地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用について

本日、「平成31年度税制改正の大綱」の閣議決定が行われ、平成31年度税制改正において、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の徹底した運用改善を実施することとなりました。

については、別紙1のとおり、今回の運用改善の内容をお知らせするとともに、参考までに、別紙2のとおり、第51回地域再生計画認定までの流れを、別紙3のとおり、様式の簡素化後の記載例を送付いたします。

また、別紙4のとおり、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業部分抜粋）を、別紙5のとおり、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A（第5版）を改訂しましたので、別途、本日付けで発出している「第51回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（通知）」（内閣府地方創生推進事務局事務連絡）と併せて、申請の際にご確認ください。

貴団体におかれては、今回の運用改善を踏まえ、本税制の積極的な活用を図られるようお願いいたします。

【添付資料】

- 別紙1 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の運用改善
- 別紙2 企業版ふるさと納税に係る第51回地域再生計画認定までの流れ
- 別紙3 地域再生計画の様式の簡素化後の記載例
- 別紙4 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業部分抜粋）
- 別紙5 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A（第5版）

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎8号館7階
担当：高野、田澤、武内